

# 退職給付債務の評価に関する日本基準との主な相違点・留意点

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

今回から「IFRS（IAS第19号）適用に関する論点」について連載する。日本の退職給付会計基準とIFRSにおける退職給付会計基準に相当するIAS第19号「従業員給付」とでは、会計処理に関して異なる取扱いとなっているが、それ以外の部分、例えば退職給付債務の評価に関しても同一というわけではない。今回の連載では会計処理を除く部分について、IAS第19号を適用する際の論点又は留意すべき事項について解説する。初回は退職給付債務の評価に関して概要を述べる。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

## 退職給付会計基準の改正

企業会計基準委員会（ASBJ）は国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めることを主な目的として、2012年5月17日に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及びその適用指針である企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（最終改正：2015年3月26日）（以下、会計基準及び適用指針の両方を併せて「改正後基準」又は「日本基準」という）を公表した。

2012年5月17日の改正では、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、(1) 未認識

項目の処理方法の見直し、(2) 退職給付債務等の計算方法の見直し、(3) 開示の拡充等を取り扱うこととし、(2) 退職給付債務等の計算方法の見直しに関しては、

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し
- ② 割引率の見直し
- ③ 予想昇給率の見直し

等を行っている。

また、改正後基準の公表に伴い2012年12月25日に日本年金数理人会及び日本アクチュアリー会より「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」が公表されている（最終改正：2014年11月25日）。本稿ではこれらも踏まえて解説する。

## 退職給付債務の評価に関する日本基準との主な相違点・留意点

改正後基準の公表により日本基準とIAS第19号での退職給付債務の評価に関する差異は縮小することとなったが、依然としていくつかの項目で相違する点又は留意すべき点がある。具体的には、下表に掲げる項目があげられる。なお、これらは必ずしも網羅的ではないので、その点は留意されたい。

項目		IFRS (IAS第19号)	日本基準
給付の期間帰属		給付算定式に基づく方法 (第70項~第74項)	期間定額基準と給付算定式基準の選択適用
割引率	割引率の基礎となる債券	原則、優良社債 (第83項)	国債、政府機関債及び優良社債
	割引率の基礎となる期間	「給付支払いの見積時期」を反映 (第85項)	「退職給付支払ごとの支払見込期間」を反映
	重要性基準	日本基準の「重要性基準」に相当する定めはない	「重要性基準」の定めあり
死亡率		将来の死亡率の改善を考慮に入れる (第81項~第82項)	将来の死亡率の改善を考慮に入れることについて特段の言及はない
キャッシュバランスプランの予想再評価率		(財務上の仮定) 期末における市場の予測に基づかなければならない (第80項)	特段の定めはない。実務上、実績値が用いられるケースが多い
簡便計算		日本基準の「簡便法」に相当する定めはない。簡便計算に関しては、「見積り、平均及び簡便計算により、信頼し得る近似値を求めることができるであろう」(第60項)との言及あり	小規模企業等における「簡便法」の定めあり
調整・補正計算		重要な取引及び重要な状況の変化について更新 (第59項)	貸借対照表日前のデータの利用(調整計算)及び割引率に関する補正計算に関する定めあり

### 〈給付の期間帰属〉

IAS第19号では「給付算定式に基づく方法」、日本基準では「期間定額基準」と「給付算定式基準」の選択適用となっている。日本基準はIAS第19号とのコンバージェンスを意図して改正されたという経緯から、日本基準の給付算定式基準はIAS第19号の給付算定式に基づく方法と同等と解される。当然のことながら日本基準で期間定額基準を選択している場合には、IAS第19号による結果と通常は一致しないことに留意されたい。

### 〈割引率〉

割引率の決定要素としては、「割引率の基礎となる債券」、「割引率の基礎となる期間」、「重要性基準」の3つが挙げられる。「割引率の基礎となる期間」に関しては両基準で似たような表現となっているものの退職給付債務計算の実務では相違する点があるものと考えられる。他の点も含めて、個別論点として次回以降に詳しく解説する。

### 〈死亡率〉

日本基準では将来の死亡率の改善を考慮に入れることについて特段の言及はない。一方、IAS第19号では「死亡率の予想される変動を考慮に入れる」(第82項)と定められている。終身年金の場合、将

来の死亡率の改善を考慮に入れるか否かにより退職給付債務の金額に大きな影響を及ぼす可能性がある。この点については、個別論点として次回以降に詳しく解説する。

なお、日本基準において死亡率は企業年金制度の財政計算で使用される基準死亡率を用いることが一般的であるが、厚生年金基金の基準死亡率(厚生年金基金財政運営基準に定める予定死亡率)は2014年12月5日、確定給付企業年金の基準死亡率は2015年3月26日にそれぞれ最新のものが公表されているので留意されたい。

### 〈キャッシュバランスプランの予想再評価率〉

キャッシュバランスプランは、定率、国債の利回り、賃金指数、物価指数等、あるいはそれらの組み合わせの指標に基づいて利息が付く制度である。この利息を再評価率という。退職給付債務の計算では将来の退職時の給付を予測するにあたり、将来の再評価率の予想が必要になるが、これを「予想再評価率」と呼んでいる。

日本基準では、会計基準及び数理実務ガイダンスに特段の定めがないため、実務上、期末又は来期に適用される再評価率の実績値を用いるケースが多いと思われる。日本におけるキャッシュバランスプランでは、過去の国債利回り(例えば、10年国債の

応募者利回りの過去5年平均)を基礎として再評価率が設定されるケースが多いため、この場合、「過去一定期間の国債利回りの平均値」を将来の予測値として用いていることとなる。

これに対し、IAS第19号では、数理計算上の仮定は人口統計上の仮定と財務上の仮定の2つに区分され、財務上の仮定は「報告期間の末日時点における市場の予測に基づかなければならない」(第80項)と定められている。予想再評価率は財務上の仮定に分類されると考えられ、上記の例でいえば、期末時点の市場の予測、すなわち、(過去一定期間の国債利回りの平均値ではなく)「期末時点の国債の利回り」を基礎として設定することとなると考えられる。

### 〈簡便計算〉

日本基準は従業員の数人が300人未満等の小規模企業等の場合、退職給付債務の計算を簡便的な方法により算定する、いわゆる「簡便法」が認められている。これに対し、IAS第19号では、「見積り、平均及び簡便計算により、(中略)信頼し得る近似値を求めることができるであろう」(第60項)という簡便的な計算を容認する趣旨の規定はあるものの、日本基準の「簡便法」に相当する定めは(当然のことながら)ない。簡便法による退職給付債務が

必ずしもIAS第19号第60項のいう「近似値」に該当するとは限らないため、仮にそのまま簡便法による結果を使用するのであれば、それが退職給付債務の近似値であるかどうかを個別に検証する必要があるだろう。

### 〈調整・補正計算〉

日本基準では、貸借対照表日前のデータの利用、例えば、期末日半年前のデータを使って転がし計算をする調整計算、及び、異なる複数の計算結果に基づく二点補正のような割引率に関する補正計算についての言及がある。

IAS第19号ではこのような調整計算、補正計算に関する具体的な手法についての言及はないものの「年金数理人に、報告期間の末日前に当該債務の詳細な評価の実施を求めることもあろう。その場合でも、当該評価の結果は、報告期間の末日現在までの重要な取引及び他の重要な状況の変化(市場価格及び利率の変動を含む)があれば、それについて更新される」(第59項)という定めがあり、調整計算、補正計算を行うこと自体は想定されていると解される。

以上

## デロイト トーマツ メールマガジンのご案内 (無料)

[www.deloitte.com/jp/mm](http://www.deloitte.com/jp/mm)

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を、Web サイトやニュースレターに掲載し、その情報をタイムリーに「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する、会計監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなどのサービスに関連する内容と、コンシューマービジネス、ライフサイエンス、情報・メディア・通信などのインダストリーに関連する内容を中心とした、最新動向や最新のナレッジ、セミナー情報などです。ぜひご購読ください。

### ■総合メールマガジン

〈サービス別〉

■会計・監査メールマガジン

■IFRSメールマガジン

■ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative

■リスクインテリジェンス メールマガジン

■企業戦略・事業戦略 メールマガジン Next-

■ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン

■チャイナ ニュース

〈インダストリー別〉

■コンシューマービジネス メールマガジン

■ライフサイエンス メールマガジン

■テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン  
- Discover -

お申し込みはこちらから



[www.deloitte.com/jp/mm](http://www.deloitte.com/jp/mm)

お問い合わせ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局 [info\\_mailmagazine\\_jp@tohmatu.co.jp](mailto:info_mailmagazine_jp@tohmatu.co.jp)